戦略物資の管理

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

戦略物資（管理）法

軍事物資およびデュアルユース（軍民両用）物資の管理は、対ロシア措置よりも古い歴史を持っています。戦略物資（管理）法（Strategic Goods (Control) Act）は2003年1月1日に施行され、戦略物資および技術の輸出、積替え、通過、仲介および無形移転を規制しています。その目的は、大量破壊兵器の拡散に寄与しうる品目がシンガポールを通じて移動することを防止することとされています。管理対象物品のリストは戦略物資（管理）令（Strategic Goods (Control) Order）に定められており、国際輸出管理レジームに追随するため定期的に更新されています。最新版である2026年戦略物資（管理）令は、2026年12月1日に施行されます。仲介に登録が必要な物品および技術は、2019年の別の命令に掲げられています。[1]

同法は、リスト方式とキャッチオール条項を組み合わせています。リストに掲げられた物品および技術については、輸出、積替えまたは通過に許可が必要です。リストに掲げられていない物品も、大量破壊兵器に関連する活動に使用されることが意図されている場合、あるいはその可能性があるにすぎない場合でも、管理の対象となります。[2]キャッチオール条項は、

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

負担の一部をトレーダーに移します。兵器に関連する最終用途を疑う理由がある会社は、リストに掲げられていない品目についても許可を申請しなければなりません。そのため、顧客を知ることが、物品の該非判定と同じくらい重要になります。

許可、仲介と無形移転

この行政制度は、取扱量が極めて大きい港向けに設計されています。トレーダーは個別許可を申請することも、大量かつ時間的制約のある取引については包括許可を申請することもできます。また、戦略貿易スキーム（Strategic Trade Scheme）は、確立した社内プログラムを持つ会社のコンプライアンスを簡素化しています。仲介業者は、登録するか仲介許可を取得しなければなりません。電子メールやダウンロードなど無形の手段による管理対象技術の移転には、別個の許可が必要です。税関は、ある品目が管理対象かどうかについて事前助言を提供しており、通常は約7営業日を要します。[3]

税関は危険信号（レッドフラグ）も公表しています。その中には、リストに掲げられた事業体と住所が似ている顧客、最終用途の申告をためらう顧客、仕向地の技術的能力を超える物品、通常とは異なる輸送経路などが含まれます。税関は事業者に対し、顧客が誰であるか、物品が何のためのものか、どこに向かうのか、そしてなぜ必要とされるのかを把握するよう求めています。[4]これらの問いは、禁止物品を定義するために戦略物資（管理）令のカテゴリーを用いている対ロシア措置にも同様に当てはまります。

罰則と執行

罰則は重く、物品の価額を基準として算定されます。許可なく戦略物資を移転した場合、初犯では10万シンガポールドルまたは物品の価額の3倍のいずれか高い額以下の罰金もしくは2年以下の拘禁刑またはその併科に処

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

されます。登録なしの仲介で2回目以降の有罪判決を受けた場合は、20万シンガポールドルまたは物品の価額の4倍以下の罰金もしくは3年以下の拘禁刑またはその併科となります。許可条件に違反した場合は、5万シンガポールドル以下の罰金もしくは12か月以下の拘禁刑またはその併科に処されます。[5]

税関が公表している事例は、同法の適用範囲の広さを示しています。管理対象の軍用電子コネクタを通常のコネクタとして輸出したフレイト・フォワーダーは、訴追され罰金を科されました。仲介業者として登録することなく、期限切れの弾薬をある外国から別の外国へ移送する手配をした会社は、和解金を支払いました。シリアへの武器の仲介について、2人の個人がそれぞれ9か月と18か月の拘禁刑を言い渡されました。外国のテロ組織のために武器と弾薬の購入を試みたシンガポール人男性は、米国で有罪とされ、57か月の拘禁刑を言い渡されました。[6]このような事案に必要となるシンガポールと外国の検察当局との協力については、第H部第V章で検討します。

半導体と大国間の競争

戦略物資の管理は、先端半導体とその製造装置に対する米国の規制によって新たな側面を帯びるようになりました。シンガポールは半導体の重要な生産国であり、半導体メーカーの地域流通拠点でもあるため、チップの中国への流出に関する米国の懸念の焦点となっています。2025年2月、シンガポールは、米国製の先端チップを搭載していた可能性のあるサーバーの供給に関連して、3人の男性を詐欺罪で起訴しました。最終需要者について供給業者に虚偽の表示が行われたとされたためです。[7]シンガポールは米国の輸出規則そのものを執行しないため、起訴は詐欺に関する一般法に基づいて行われました。それでもこの事件は、虚偽の申告によって管理対象技術がシンガポールを通じて移動される場合には、当局が行動することを示しました。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

この緊張は構造的なものです。シンガポールは、米国と中国の双方のサプライチェーンにおいて信頼される結節点であり続けたいと考えています。シンガポールの法は、国連の措置と独自の管理を執行しつつ、いずれの大国の単独規制も採用しないことによって、その立場を守っています。米国の規制は、物品がどこへ行こうとも追いかけます。米国製チップを禁止された中国の買い手に再輸出するシンガポールの販売業者は、シンガポールのいかなる法律にも違反しないかもしれません。それでも、エンティティ・リストに掲載され、供給業者から締め出されるおそれがあります。第K部第V章では、このジレンマを地政学というより広い文脈で検討します。

注

1. Singapore Customs, “Strategic Goods Control Overview”, customs.gov.sg（2026年11月最終閲覧）：“Singapore has updated its list of strategic goods and strategic goods technology in the Strategic Goods (Control) Order 2026, effective from 1 December 2026”；Strategic Goods (Control) (Brokering) Order 2019は仲介登録が必要な品目を掲げる；Singapore Customs, “Strategic Goods Control Overview”, customs.gov.sg（2026年11月最終閲覧）：シンガポールは2003年1月1日にStrategic Goods (Control) Actを施行；同法は戦略物資の輸出、積替え、通過、技術の無形移転および仲介を規制する；シンガポールは“shares the concern of the global community on the proliferation of weapons of mass destruction”。 ↩

2. Singapore Customs, “Strategic Goods Control Overview”, customs.gov.sg（2026年11月最終閲覧）：SGCAにはキャッチオール規定があり、“intended, or even likely, to be used for WMD activities”物品または技術は、リストに掲げられていなくても管理の対象となる。 ↩

3. Singapore Customs, “Permit and Registration Requirements”および“Strategic Goods Control”, customs.gov.sg（2026年11月最終閲覧）：輸出、積替え、通過および仲介のための許可または登録；個別許可と包括許可

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

（後者は“high-volume or time-sensitive strategic goods transactions”向け）；無形移転のためのITT許可；Strategic Trade Scheme；“will take about seven working days”事前助言。 ↩

4. Singapore Customs, “Sanctioned Lists and Red Flags”, customs.gov.sg（2026年11月最終閲覧）：危険信号には、UNSCのリストに掲げられた事業体と類似する住所、最終用途の申告をためらうこと、仕向地の技術的能力を超える物品、異常な輸送経路が含まれる；顧客が誰であるか、物品が何のためのものか、どこに向かうのか、なぜ必要とされるのかを確認するKYCチェック。 ↩

5. Singapore Customs, “Strategic Goods Control Overview”, customs.gov.sg（2026年11月最終閲覧）、罰則一覧表：有効な許可のない移転（s. 5）、初犯、10万シンガポールドルまたは物品の価額の3倍以下の罰金、もしくは2年以下の拘禁刑、またはその併科；登録なしの仲介（s. 6(1)）、2回目以降の有罪判決、20万シンガポールドルまたは価額の4倍以下の罰金、もしくは3年以下の拘禁刑、またはその併科；許可または登録の条件違反（s. 9）、5万シンガポールドル以下の罰金、もしくは12か月以下の拘禁刑、またはその併科。 ↩

6. Singapore Customs, “Strategic Goods Control Overview”, customs.gov.sg（2026年11月最終閲覧）、執行事例の紹介：通常のコネクタと偽って申告した軍用電子コネクタを輸出したフレイト・フォワーダーにs. 5(1)(a) SGCAに基づき罰金；弾薬移送の無登録仲介についてs. 6(1)(a)に基づき会社が和解金を支払い；“two individuals were sentenced to 9 and 18 months’ imprisonment respectively for brokering arms to Syria”；シンガポール人男性が米国で有罪とされ57か月の刑。 ↩

7. サーバー取引に関連する詐欺について、2025年2月27日に3人の男性（シンガポール人2人と中国人1人）が起訴された（CNAおよび*The Straits Times*の報道による）；その後の閣僚声明は、シンガポールが最終需要者の虚偽表示に対して行動することを確認した。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com